

「武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱」についてお願い H29.7

武蔵野市では、昭和 46 年以降、「宅地開発等指導要綱」により、中高層建築物の建築計画等に際して市のまちづくり施策への協力をお願いしてまいりました。

また、平成 8 年 4 月、東京都からの移管による建築確認事務の開始に併せて、良好な都市環境の整備を推進するため、「建築計画に関する事前調整要綱」を制定し、中高層以外の建築物を建築する際にも、確認申請に先立ち『事前調整書』により、まちづくりに関する市の施策との事前調整を行うよう協力をお願いしてきたところ
です。

このようななか、市民等、開発事業者、市が互いに協力して計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的に「武蔵野市まちづくり条例」を制定し、平成 21 年 4 月 1 日より施行することになりました。

この条例では、これまで、「宅地開発等指導要綱」で担ってきた開発事業等の事前調整の仕組みを定めるとともに、開発事業に該当しない建築計画についても、確認申請の前に『別に定める手続き』により、『あらかじめ、市長とまちづくりに関する調整を行わなければならない。』としています。

この規定を受け、全部改正をしたのが、「武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）」です。主な改正点は、指定確認検査機関への確認申請も対象として明記したことと、まちづくり施策の進展状況に合わせて事前調整先を追加したことです。さらに直近（平成 29 年 7 月 1 日）では、時代の要請に合わせ、内容を改正いたしました。

確認申請をする際には、建築指導課のホームページにある「事前調整書」にて関係各課と事前調整を行い、終了後に確認申請図書と一緒に提出してください。なお、事前調整の協議先の判断は、建築指導課にて行いますので、協議前に建築指導課にお越しくください。

今後とも、武蔵野市の建築・まちづくり行政にご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ：武蔵野市都市整備部

建築指導課 審査係

☎ 0422-60-1876

（ダイヤルイン）